

### 議案第 3 号

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

#### 提案理由

一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の222.5</b>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p style="text-align: center;">（<b>令和6年4月1日</b>から当分の間に支給する給料の特例）</p> <p>3 <b>令和6年4月1日</b>から当分の間、特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">855,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">732,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">669,000円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">650,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	855,000円	副市長	732,000円	教育長	669,000円	水道事業管理者	650,000円	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の217.5</b>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p style="text-align: center;">（<b>平成31年1月1日</b>から当分の間に支給する給料の特例）</p> <p>3 <b>平成31年1月1日</b>から当分の間、特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">846,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">724,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">662,000円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">643,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	846,000円	副市長	724,000円	教育長	662,000円	水道事業管理者	643,000円
職名	給料月額																				
市長	855,000円																				
副市長	732,000円																				
教育長	669,000円																				
水道事業管理者	650,000円																				
職名	給料月額																				
市長	846,000円																				
副市長	724,000円																				
教育長	662,000円																				
水道事業管理者	643,000円																				

4 略

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	874,000円
副市長	747,000円
教育長	682,000円
水道事業管理者	662,000円

4 略

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	864,000円
副市長	739,000円
教育長	675,000円
水道事業管理者	655,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。